

(設置)

第1条 北空知衛生センター組合（以下「組合」という。）の処理する事務について、関係市町の調整を図り、行政運営の適正かつ円滑な執行と行政効果の推進を図るため、正副組合長会議その他必要な機関を設置する。

(機関の種類)

第2条 前条の規定により設置する機関は、次のとおりとする。

- (1) 正副組合長会議
- (2) 連絡調整会議

(正副組合長会議)

第3条 正副組合長会議は、組合における組合長及び副組合長の密接な連絡調整を図り、組合としての統一した意思に基づく有効かつ適切な施策の遂行を期するための機関とする。

2 正副組合長会議は、組合長及び副組合長をもって構成する。

3 正副組合長会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 組合の運営に関する基本方針及びこれに係る業務執行計画に関する事項
- (2) 重要施策の策定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に掲げるものを除くほか、組合長が特に必要があると認める事項

4 正副組合長会議は、必要に応じ、組合長が招集する。

5 正副組合長会議の議長は、組合長をもって充てる。

(連絡調整会議)

第4条 連絡調整会議は、正副組合長会議に付される事案のうち、事前に調査及び検討を必要とする事案の調査及び検討並びに正副組合長会議に付議を必要としない軽易な事案の調整を行うための機関とする。

2 連絡調整会議は、関係市町の衛生等担当所管の長等（以下「担当課長等」という。）をもって構成する。

3 連絡調整会議は、必要に応じ、事務局長が招集する。

4 連絡調整会議の議長は、事務局長をもって充てる。

(庶務)

第5条 正副組合長会議及び連絡調整会議の庶務は、事務局において処理する。

(施行細目)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則（平成31年3月11日組合訓令第1号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する